

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会
食品添加物調査会における指摘事項

1．平成 13 年 12 月 7 日

グルコン酸亜鉛

- (1) 「平成 11 年度マーケットバスケット調査」における年齢別食品喫食量に基づく、亜鉛の一日摂取量の試算では、幼児及び小児の摂取量は栄養所要量を満たしており、小児においては必ずしも亜鉛は不足していないと思われる。幼小児における亜鉛摂取の現状及び幼小児への亜鉛過剰投与による影響等を調査の上、幼小児における亜鉛強化食品の摂取の必要性について考察すること。また、今回、使用基準改正の対象食品として挙げているあめ類や清涼飲料水等は幼小児の摂取量も比較的多いと思われるため、対象食品の妥当性についても再考すること。
- (2) 他の塩も含め、亜鉛の過剰症に関するヒトでの知見及び動物実験データの有無を再度調査すること。
- (3) グルコン酸亜鉛の強化剤としての諸外国における使用実態を調査すること。
- (4) 概要 p.3 における NOAEL、LOAEL に関する表現について検討すること。

2．平成 13 年 12 月 19 日

グルコン酸亜鉛・グルコン酸銅共通

- (1) 一日摂取量において亜鉛及び銅はいずれも欠乏傾向にあると推定しているが、実際に、我が国において銅、亜鉛の欠乏症はどの程度認められるのか。
- (2) 栄養バランスを考慮した食事を摂取する場合には、亜鉛、銅の欠乏は生じないと考えられ、必ずしも亜鉛及び銅を強化する必要性はないと考えられる。強化目的での亜鉛及び銅の必要性について、明確な根拠を示すとともに、上記の点を踏まえて、仮に栄養強化目的での使用を認める場合には、消費者が自らの摂取の必要性に応じ選択できるようなカプセル、錠剤等の形態のものに限定すべきではないかとの観点から、対象食品の妥当性についても再考すること。
- (3) 「平成 11 年度マーケットバスケット調査」における年齢別食品喫食量に基づく、亜鉛及び銅の一日摂取量の試算では、幼児及び小児の摂取量は栄養所要量を満たしており、特に幼小児においては亜鉛及び銅は不足していない可能性が考えられる。幼小児における亜鉛及び銅摂取の現状及び幼小児へのこれらの過剰投与による影響等を調査の上、幼小児における亜鉛及び銅強化食品の摂取の必要性について考察すること。
- (4) 過剰症に関するヒトでの知見及び動物実験データを再度調査し、ヒトにおいてどの程度の量を摂取した場合過剰症が発現するのか考察すること。

- (5) 他のミネラルとの相互作用及びそれによる安全性について考察すること。
- (6) グルコン酸亜鉛及び銅の強化剤としての諸外国における使用実態を調査すること。

グルコン酸亜鉛

- (1) 資料概要 p.3 における NOAEL、LOAEL に関する表現について検討すること。

グルコン酸銅

- (1) In vitro において、ポリフェノール類の存在下で酸化性的遺伝子傷害を惹起することが報告されているが、ヒトへの外挿性について考察すること。

3 . 平成 14 年 12 月 12 日

グルコン酸亜鉛・グルコン酸銅共通

- (1) グルコン酸亜鉛及びグルコン酸銅については、摂取量と無毒性量との安全域の幅が狭いため、表示事項等において各個別食品毎の摂取上限を規定することが可能かどうか、検討すること。

グルコン酸銅

- (1) 銅過剰症に関する文献情報として、LEC(long-Evans-Cinnamon)ラット、ベドリントンテリア等ウィルソン病の病態モデル動物に関する情報も追加し、安全性につき考察すること。

4 . 平成 15 年 1 月 20 日

グルコン酸亜鉛

- (1) 米国環境保護局によって提示されている 20mg/日/60kg 体重という亜鉛の参照量(oral reference dose)も含めた各種摂取限度レベルと摂取量の許容上限について考察すること。

グルコン酸銅

- (1) 銅過剰症に関する文献情報として、LEC(long-Evans-Cinnamon)ラット、ベドリントンテリア等ウィルソン病の病態モデル動物に関する情報も追加し、安全性につき考察すること。
- (2) JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) 評価も含め、国内外の各種摂取限度レベルと摂取量のバラツキを踏まえ、摂取量の許容上限について考察すること。